

国立大学法人和歌山大学知的財産規程

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 51 号
最終改正 令和 5年 6月23日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）に所属する教職員等が創造した知的財産の取扱いについて定め、発明者等の権利を保障するとともに知的財産権の適正な管理を実現し、もって知的財産の創造の促進、研究意欲の向上及び成果の普及を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語は、次の定義によるものとする。

(1) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許権及び特許を受ける権利
- ロ 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利
- ハ 意匠権及び意匠登録を受ける権利
- ニ 商標権及び商標登録出願により生じた権利
- ホ 半導体集積回路の回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利
- ヘ 植物新品種の育成者権及び品種登録を受ける権利
- ト 著作物の著作権
- チ 外国におけるイからトに掲げる権利に相当する権利

(2) 「知的財産」とは、次に掲げるものをいう。

- イ 特許法に規定する発明
- ロ 実用新案法に規定する考案
- ハ 意匠法に規定する意匠
- ニ 商標法に規定する商標
- ホ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置
- ヘ 種苗法に規定する品種
- ト 著作権法に規定する著作物
- チ 秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）

(3) 「職務発明」とは、本学が費用その他の様々な支援をして行う研究等、又は本学が特別に措置した施設設備その他資源を利用して行う研究等に基づき、教職員等が本学の業務範囲に属する教育研究活動の過程で創造した知的財産をいう。

(4) 「教職員等」とは、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則第2条若しくは臨時職員就業規則第2条に定める者及び本学が雇用する者であつて、雇用にあたりその者が創造する知的財産にかかる権利に関する契約がなされている者をいう。

知的財産規程

- (5) 「発明者等」とは、知的財産を創造した個人又は組織をいう。
- (6) 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の、知的財産権に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続をいう。
- (7) 「実施」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法に規定する実施
 - ロ 実用新案法に規定する実施
 - ハ 意匠法に規定する実施
 - ニ 商標法に規定する使用
 - ホ 半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する利用
 - ヘ 種苗法に規定する利用
 - ト 著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に規定する行為
 - チ ノウハウの使用

(権利の帰属)

第3条 本学は、職務発明にかかる知的財産権及びノウハウ（以下「知的財産権等」という。）の全部を承継し、これを保有するものとする。ただし、特別の事情があると本学が認めるときは、当該知的財産権等の一部又は全てを発明者等に帰属させることができる。

- 2 本学学生が学部長、学環長、センター長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）の指定するプロジェクトに参画し、本学の費用又は施設・設備その他の資源を利用して創造した知的財産については、同プロジェクト参加時に学生との間で個別に契約を締結することにより、教職員等が創造した知的財産と同様に取扱い、この規程を準用する。

(知的財産管理室の設置)

第3条の2 知的財産にかかる業務を一元的に推進するため、知的財産管理室を置く。

- 2 知的財産管理室に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 届出、帰属の判定及び出願

(職務発明の届出)

第4条 教職員等は、職務発明に該当すると思われる知的財産で知的活動の成果として有益であり、社会に還元しようと判断したときは、別に定める様式により、速やかに学長に届け出なければならない。

(職務発明の審議・決定、通知)

第5条 学長は、前条の規定による届出を受理したときは、知的財産管理室に対し、職務発明に関する事項を諮問し、その報告に基づき当該職務発明にかかる知的財産権等を本学が承継するかどうかを決定する。

- 2 知的財産管理室は、本学が承継した知的財産権の権利化の検討に際し、産業界等での実用化の推進を図るため、技術移転機関の起用を含め適切な出願手段等を選択するものとする。
- 3 本学に帰属する知的財産権等のうち、産業界等での利活用の展望が開けない等の理由により権利化を断念し、出願を取下げ又は権利を放棄等するものについては、知的財産管理室の意見をもとに学長が決定する。

4 学長は、第1項の規定により、当該知的財産権等に関する決定を行ったときは、当該教職員等に通知するものとする。ただし、第3項の規定による決定があった知的財産権等については、発明者等の希望により返還することができる。

(譲渡書の提出)

第6条 発明者等は、前条の規定により本学が承継すると決定した職務発明にかかる知的財産権等について、別に定める様式による譲渡証書を学長に提出しなければならない。

(異議の申立て)

第7条 教職員等は、第5条第1項による決定に異議があるときは、通知を受けた日から、別に定める様式により、速やかに学長に対し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、知的財産管理室の意見を聴取したうえで、異議申立ての可否を決定する。

3 知的財産管理室は、学長に前項の意見を具申するに当たって外部の機関・専門家の意見を聴取するものとする。

4 学長が第2項の決定をしたときは、異議申立人に通知するものとする。

5 異議申立てを行った教職員等は、第2項の異議申立てに対する決定については、再び異議申立てを行うことはできないものとする。

(知的財産権等の出願等)

第8条 学長は、第5条の規定により本学が承継すると決定した職務発明にかかる知的財産権等について、出願等の手続及び設定登録後の管理等を行う。

(任意譲渡及び再実施権の許諾等)

第9条 学長は、教職員等、本学学生、法人及び国からその所有する知的財産権等を本学に譲渡及び再実施権の許諾等する旨の申出があったときは、知的財産管理室の意見を聴取したうえで、当該知的財産権等の承継の可否を決定する。

2 前項の定めにより、本学が知的財産権等を承継する場合には、第6条、第8条及び第11条の規定を準用する。

(制限行為)

第10条 教職員等は、届け出た職務発明について、その知的財産権等を本学が承継しないと決定した後でなければ、出願等をし、又は当該職務発明にかかる知的財産権等を第三者に譲渡し若しくは担保に供してはならない。

第3章 知的財産権等の管理

(知的財産権等の管理)

第11条 知的財産管理室は、本学が承継した知的財産権等を適切に管理するものとする。

第4章 補償

(補償金の支払)

第12条 本学は、次の各号に掲げる場合においては、当該知的財産権にかかる知的財産を創出した教職員等に対し、原則として、別に定める補償金を支払うものとする。

(1) 本学が知的財産権を承継又は保有したとき

知的財産規程

(2) 本学が承継した知的財産権について法令で定められた権利の設定登録を受けたとき
2 学長は、その保有する知的財産権等の実施、第三者への実施許諾又は譲渡等の処分により収益を得たときは、当該知的財産権等にかかる知的財産を創造した教職員等に対し知的財産管理室の意見を聴取したうえで、補償金を支払うものとする。

3 第9条に基づき、教職員等、本学学生から承継を受けた知的財産権等については、前項の取扱いを準用することができる。

(共同発明者に対する補償)

第13条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する教職員等が2名以上であるときは、各自の持分に応じて支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第14条 第12条の補償金を受ける権利は、当該権利を有する教職員等が退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する教職員等が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。

第5章 共同研究及び受託研究

(知的財産権の取扱い)

第15条 共同研究の研究成果としての知的財産に関する各所属機関の権利の持分等については、別途締結する契約に従う。

2 受託研究の研究成果としての知的財産については、別途締結する契約に従う。

第6章 教職員等の守秘義務

(守秘義務)

第16条 知的財産を創造した教職員等及び知的財産の取扱いに関する事務に携わる者は、当該知的財産に関する事項について、必要な期間中その秘密を守らねばならない。

2 共同研究及び受託研究（以下「共同研究等」という。）における相手機関との連携活動に当たっては、相手機関との間で秘密保持に関する契約を結ぶものとする。

3 学部長等の指定するプロジェクトに参画する学生は、プロジェクトにかかる守秘義務を誠実に遵守する責務を有する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 和歌山大学発明規程（以下「旧規程」という。）第6条第1項により国が承継しないと決定した発明の取扱いは、その発明にかかる権利が失効するまでの間、旧規程を準用する。

3 旧規程により国が承継した発明の取扱いについては、この規程を適用する。

4 平成16年3月31日以前に係る発明に対する補償金の取扱いは、別に定める補償金支払要項を適用する。

5 和歌山大学データベース等取扱規程（以下「旧データベース等取扱規程」という。）第4条第1項及び第2条により国に帰属したデータベース等については、この規程を適用する。

- 6 旧データベース等取扱規程第4条第3項により教職員に帰属したデータベース等については、旧データベース等取扱規程を準用する。

附 則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第388号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1009号）

この改正規程は、平成22年5月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年9月8日一部改正：法人和歌山大学規程第1146号）

この改正規程は、平成22年9月8日から施行する。

附 則（平成22年12月17日一部改正：法人和歌山大学規程第1167号）

この改正規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2621号）

この改正規程は、令和5年6月23日から施行し、令和5年4月1日から適用する。